

定額減税補足給付金（不足額給付①）の申請方法

詳細は湖西市ウェブサイトへ



【郵送申請の場合】

（A）湖西市からの過去の給付金事業等により口座が判明している方

（定額減税補足給付金（不足額給付①）支給確認書提出用の最下部の赤枠内に口座情報が記載されている方）

- ・ **口座変更がない方**：「確認書の署名欄」に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて同封の返信用封筒でご返送ください。
- ・ **口座変更をご希望の方**：「確認書の署名欄、確認書裏面の口座記入欄」に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて同封の返信用封筒でご返送ください。

（B）上記以外の方（口座が判明していない方など）

・「確認書の署名欄、確認書裏面の口座記入欄」に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて同封の返信用封筒でご返送ください。

【添付書類について（※必ず同封してください）】

① 本人確認書類（支給対象者又は代理人）のコピー ← 全受給者共通

有効期限内の免許証、マイナンバーカード（※マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、年金手帳、在留カードなど

② 口座が確認できる書類のコピー ← 新たに口座情報を登録する方のみ

金融機関・口座番号・口座名義人（カナ）がわかるもの（通帳内側見開きページ全面、キャッシュカード、口座情報の表示された印刷物など）

【WEB申請の場合】

利用の際は「湖西市定額減税補足給付金（不足額給付①）のご案内」に記載の二次元コードを読み取ってください。申請の際は、確認書と上記添付書類①②の写真のアップロードが必要です。

※口座名義人が支給対象者と異なる場合又は確認書に記載の支給額を訂正する場合は、WEB申請はできません。郵送で申請してください。【定額減税補足給付金（不足額給付①）Q & A】については裏面をご確認ください。

【湖西市給付金コールセンター】

TEL：053-576-4923 受付時間：平日 9 時～17 時（土日祝除く）

※開設期間 令和 7 年 10 月末まで

【メールでの問い合わせ】

この E メールアドレスへ送信ください⇒ choseikyufu@city.kosai.lg.jp

下記窓口は混雑が予想されますので、できるだけ上記のコールセンターでのお問い合わせをご利用ください。

【給付金受付窓口】

場 所：湖西市役所 1 階税務課窓口／時間：平日 9 時～17 時（土日祝除く）令和 7 年 10 月末まで
内 容：確認書等の受け取り、申請補助を行います。

持ち物：上記の【郵送申請の場合】の「確認書」と「添付書類」をお持ちください。

【臨時の受付窓口】

開設日：9/7(日)、9/28(日) 場所：湖西市役所 1 階税務課窓口 時間：9 時～12 時

Scan to get this information in your own language.

Português • Español • English

湖西市ウェブサイトへ



定額減税補足給付金（不足額給付）に係る「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

☆【定額減税補足給付金（不足額給付①）Q & A】については裏面をご確認ください。

定額減税補足給付金（不足額給付①）Q & A

Q1 本人から手続きを行わないと、支給を受けられませんか。

確認書での申請が必要です。期限（令和7年10月31日（金））までに紙での申請やオンライン申請をお願いします。

Q2 令和6年6月以降に支給された定額減税補足給付金（調整給付）を受給していなくても、不足額給付を受けることはできますか。

不足額給付の対象要件を満たしていれば、給付対象外で調整給付金を受給していなかったとしても、不足額給付を受給することができます。ただし、調整給付金の受給対象であったが受給されなかった場合、不足額給付の支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、調整給付金分を上乗せして受給することはできません。

Q3 対象とならない方は？

定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が、ともに0円の方は、対象外です。所得税及び個人住民税において既に定額減税（（本人＋扶養人数）×4万円）を受けている方、又は合計所得金額1,805万円超の方も、定額減税補足給付金（不足額給付）の対象外です。

Q4 個人住民税所得割額とは何か？

個人住民税には、広く均等に負担していただく均等割と、一定の基準を超えた所得がある方に所得額や控除額に応じて税額を算出し、ご負担いただく所得割があります。定額減税では所得割から減税することになります。

Q5 令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。不足額給付はもらえますか？

不足額給付の対象にはなりません※令和6年中の所得税の計算においては、扶養の状況は令和6年12月31日の状況を参照するため、令和7年中に扶養親族が増えたとしても、不足額給付には影響しません。

Q6 これから還付申告（医療費控除、住宅ローン控除等）を行う。不足額給付はもらえますか？

基準日（令和7年7月7日）の時点で本市が把握した令和6年分所得税情報と令和6年度分住民税情報に基づいて対象者や支給額を決定します。基準日の後に税額変更等が生じても、それによって改めて対象者や支給額の決定は行いません。

Q7 支給対象者が死亡もしくは国外に転出してしまった場合は支給対象となるのか？

確認書の提出をする前に支給対象者が死亡した場合や国外転出した場合には対象にはなりません。

Q8 すでに令和5年度住民税非課税世帯や均等割のみ給付を受給していても支給対象となるのか？

それぞれの支給要件を満たしている場合は、併せて受給することが可能です。

Q9 令和6年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額（（本人＋扶養人数）×4万円）にならないのはなぜですか。

令和6年分の源泉徴収票には、所得税分の定額減税についてのみ記載されているためです。令和6年度個人住民税分の定額減税額については、含まれていません。住民税分の定額減税については、「令和6年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書」等をご確認ください。

（参考：定額減税可能額の考え方）

所得税分の定額減税可能額：3万円×（本人＋同一年計配偶者＋扶養親族）

個人住民税分の定額減税可能額：1万円×（本人＋同一年計配偶者＋扶養親族）

Q10 支給対象者と振込先口座の名義人が異なる場合はどうすればいいか？（代理人の場合など）

郵送での申請をご利用ください。確認書の署名欄に支給対象者の署名を記入後、「口座名義人が支給対象者と異なる場合」に必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒でご返送ください。※WEB申請では申し込みはできません。

Q11 振込に使用できない銀行はあるか？（ネット銀行など）

通常の金融機関のほか、ネット銀行でも振込可能です。国外金融機関口座への振込はできません。

Q12 確認書を提出後、どのくらいの期間で振込となりますか？

確認書を受け取り、内容を確認しますので、振込までの目安としては確認書提出後1ヵ月となります。

Q13 給付金は課税対象か？

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」に基づき非課税であり、差押え等ができないものとなります。

上記以外のQ & Aについては、湖西市WEBサイトをご確認ください。

湖西市ウェブサイトへ

